

# 住宅建築に関する地主の承諾書

記入日：平成 年 月 日

独立行政法人住宅金融支援機構  
株式会社優良住宅ローン 御中

土地所有者(共有者)

氏名	か	印
	・日本国籍	・外国籍
	(生年月日:大正・昭和・平成 年 月 日)	
住所		
電話番号		

1 私は、次表の土地に借地人(共有者)  が  
{  木造  準耐火構造  耐火構造 } の住宅を建築することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	<input type="text"/>
	地積	平方メートル (土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、次の(1)又は(2)の事項を承諾します(該当する□にレ点を付けてください。)

(1) 私が借地人(共有者)の配偶者又は直系親族(※)の場合 ※ 祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(2) (1)以外の場合

	貸地等の権利	承諾事項等
<input type="checkbox"/>	貸借権 地上権 地役権	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません(以下の①及び②の事項については、承諾します。) ↳住宅金融支援機構のために、1の土地の貸借権に質権を設定することについて(※) ※ 貸借権かつ定期借地権の場合に必ずご記入ください。 { <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません
		①土地に抵当権等の権利(※Ⅰ)が設定されている場合は、抹消すること。 ※Ⅰ 地上権の場合は、その地上権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構( <a href="http://www.jhf.go.jp">http://www.jhf.go.jp</a> )に連絡すること(※Ⅱ)。 ※Ⅱ 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって地代をお支払いします。
<input type="checkbox"/>	使用貸借 (共有を含む。)	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物には、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。

(注3) 恐れ入りますが、永住権を持たない外国籍の方は担保提供/物件共有することが出来ません。

【ご記入に当たって】 土地所有者(共有者)が2名以上のときは、土地所有者全員の署名押印が必要

# 住宅建築に関する地主の承諾書 (記入例)

記入日：平成 XX年 XX月 XX日

独立行政法人住宅金融支援機構  
株式会社優良住宅ローン 御中

土地所有者(共有者)

複数の地主がいらっしゃる場合には、人数分の承諾書をそれぞれご記入下さい。(自署)

氏名

か 功利 加オ  
優良 一夫



・日本国籍 ・外国籍

(生年月日:大正・昭和・平成 XX年 XX月 XX日)

住所

東京都中央区〇〇〇×丁目××-×-×

電話番号

03-XXXX-XXXX

1 私は、次表の土地に借地人(共有者) **優良 一郎** が

{  木造  準耐火構造  耐火構造 } の住宅を建築することを承諾します。

土地の表示 (登記上)	所在地	神奈川県横浜市〇〇〇×丁目XX-X	
	地積	132 平方メートル	(土地の一部を賃貸している場合、上記のうち 平方メートル)

2 私は、次の(1)又は(2)の事項を承諾します(該当する□にレ点を付けてください。)

(1) 私が借地人(共有者)の配偶者又は直系親族(※)の場合 ※ 祖父母、父母、配偶者の父母等をいいます。

1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(2) (1)以外の場合

	貸地等の権利	承諾事項等
<input type="checkbox"/>	賃借権 地上権 地役権	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定することについて <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません(以下の①及び②の事項については、承諾します。) ↳住宅金融支援機構のために、1の土地の賃借権に質権を設定することについて(※) ※ 賃借権かつ定期借地権の場合に必ずご記入ください。 { <input type="checkbox"/> 承諾します <input type="checkbox"/> 承諾しません
		①土地に抵当権等の権利(※I)が設定されている場合は、抹消すること。 ※I 地上権の場合は、その地上権に優先する抵当権等の権利を指します。 ②借地人が地代を払わなかった場合等により借地契約を解除する前には、必ず住宅金融支援機構( <a href="http://www.jhf.go.jp">http://www.jhf.go.jp</a> )に連絡すること(※II)。 ※II 借地人が地代を払わなかった場合、住宅金融支援機構が債権保全上必要と判断したときは、借地人に代わって地代をお支払いします。
<input type="checkbox"/>	使用貸借 (共有を含む。)	1の土地に住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定すること。

(注1) 貸地等の場合で、住宅金融支援機構のために土地に抵当権を設定することを承諾された方は、後日あらためて抵当権の設定について意思確認をさせていただきます。

(注2) 建築した建物には、住宅金融支援機構を第1順位とする抵当権を設定します。

(注3) 恐れ入りますが、永住権を持たない外国籍の方は担保提供/物件共有することが出来ません。